地区計画の区域内における行為の届出書
（戸田公園駅西口駅前地区）

年　　月　　日

（宛先）
戸田市長

届出者　　住所

氏名

電話　　（　　）

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、
{ 土地の区画形質の変更 / 建築物の建築又は工作物の建設 / 建築物等の用途の変更 } について、下記により届け出ます。

記

１　行　為　の　場　所
２　行 為 の 着 手 予 定 日　　年　　月　　日
３　行 為 の 完 了 予 定 日　　年　　月　　日
４　設 計 又 は 施 行 方 法

（1）土 地 の 区 画 形 質 の 変 更			区域の面積　　㎡		
（2）建工築作物物のの建建築設又は	（イ）　行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）　（新築・改築・増築・移転）				
	（ロ）設計の概要		届出の部分	届出以外の部分	合　　計
		（ｉ）敷　地　面　積			㎡
		（ii）建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
		（iii）延　べ　面　積	㎡	㎡	㎡
		（iv）用　　途			
		（ｖ）垣又は柵の構造			
（3）建築物等の用途の変更		（イ）変更部分の延べ面積	㎡		
		（ロ）変 更 前 の 用 途			
		（ハ）変 更 後 の 用 途			

備考
１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
３　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
４　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
５　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。